

## 誤植箇所のご案内について

### OP クレジット(Visa/Mastercard®)規約・規定集（新旧対照表）

※「改定後」欄の赤字下線部分は、改定または追記となった箇所です。

現行（2025年3月版）	改定後（2025年12月版） ※2025年12月9日ご案内 <b>（誤）</b>	改定後（2025年12月版） ※2025年12月16日ご案内 <b>（正）</b>
<p><b>第40条（遅延損害金）</b></p> <p>1.本会員が、会員のクレジットカード利用に基づき当社または三菱UFJニコスに対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、リボルビング払いの手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、リボルビング払いの手数料、分割払手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。なお、この料率の変更については第22条第2項を適用します。</p> <p>(1)キャッシングサービス、カードローンの利用によるものについては、年 19.92%</p> <p>(2)回払い・ボーナス一括払いのショッピング利用によるものは、法定利率</p> <p>(3)上記以外によるものについては、<u>年 14.55%</u></p> <p>2.前項にかかわらず、本会員は、分割払いについては以下の遅延損害金を支払うものとします。なお、料率の変更については前項と同様とします。</p> <p>(1)分割支払金の支払いを遅延した場合は、当該分割支払金に対し、約定支払日の翌日から完済に至るまで<u>年 14.55%</u>を乗じた金額</p>	<p><b>第40条（遅延損害金）</b></p> <p>1.本会員が、会員のクレジットカード利用に基づき当社または三菱UFJニコスに対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、リボルビング払いの手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、リボルビング払いの手数料、分割払手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。なお、この料率の変更については第22条第2項を適用します。</p> <p>(1)キャッシングサービス、カードローンの利用によるものについては、年 19.92%</p> <p>(2)回払い・ボーナス一括払いのショッピング利用によるものは、法定利率</p> <p>(3)上記以外によるものについては、<u>年 14.40%</u></p> <p>2.前項にかかわらず、本会員は、分割払いについては以下の遅延損害金を支払うものとします。なお、料率の変更については前項と同様とします。</p> <p>(1)分割支払金の支払いを遅延した場合は、当該分割支払金に対し、約定支払日の翌日から完済に至るまで<u>法定利率</u>を乗じた金額</p>	<p><b>第40条（遅延損害金）</b></p> <p>1.本会員が、会員のクレジットカード利用に基づき当社または三菱UFJニコスに対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、リボルビング払いの手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、リボルビング払いの手数料、分割払手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。なお、この料率の変更については第22条第2項を適用します。</p> <p>(1)キャッシングサービス、カードローンの利用によるものについては、年 19.92%</p> <p>(2)回払い・ボーナス一括払いのショッピング利用によるものは、法定利率</p> <p>(3)上記以外によるものについては、<u>年 14.55%</u></p> <p>2.前項にかかわらず、本会員は、分割払いについては以下の遅延損害金を支払うものとします。なお、料率の変更については前項と同様とします。</p> <p>(1)分割支払金の支払いを遅延した場合は、当該分割支払金に対し、約定支払日の翌日から完済に至るまで<u>年 14.55%</u>を乗じた金額</p>

ただし、当該遅延損害金は分割支払金合計の残金全額に対し、法定利率を乗じた額を超えない金額とします。 (2)期限の利益を喪失した場合は、分割支払金合計の残金全額に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで法定利率を乗じた金額	ただし、当該遅延損害金は分割支払金合計の残金全額に対し、法定利率を乗じた額を超えない金額とします。 (2)期限の利益を喪失した場合は、分割支払金合計の残金全額に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで法定利率を乗じた金額	ただし、当該遅延損害金は分割支払金合計の残金全額に対し、法定利率を乗じた額を超えない金額とします。 (2)期限の利益を喪失した場合は、分割支払金合計の残金全額に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで法定利率を乗じた金額
---	---	---